(趣旨)

第1条 この告示は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の15第2項に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業(以下「家庭的保育事業等」という。)の認可に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査の基準)

第2条 家庭的保育事業等の認可の審査は、法第34条の15第3項及び匝瑳市 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年匝瑳 市条例第19号)に定める基準により行うものとする。

(事前協議)

第3条 家庭的保育事業等の認可を受けようとする者は、事前に市長と協議を行わなければならない。

(認可申請)

第4条 家庭的保育事業等の認可を受けようとする者は、家庭的保育事業等認可申請書(第1号様式)に、家庭的保育事業等実施計画書(第2号様式)その他審査に必要な事項に関する書類として市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(意見聴取)

第5条 市長は、家庭的保育事業等の認可をしようとする場合は、あらかじめ、 匝瑳市子ども・子育て会議において意見を聴取しなければならない。

(認可の決定等)

- 第6条 市長は、第4条の規定による申請が第2条の規定による基準に該当する と認められる場合は、法第34条の15第2項の認可を決定するものとする。 ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、認可を決定しないことができ る。
 - (1) 当該申請に係る所在地を含む利用定員の総数(子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号)第61条第2項第1号に規定する教育・保育提 供区域における同法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所

- の利用定員の総数をいう。次号において同じ。)が、必要利用定員総数(匝瑳市子ども・子育て支援事業計画において定める必要利用定員総数をいう。同号において同じ。)に既に達している場合
- (2) 当該申請の認可事業の開始によって、利用定員の総数が必要利用定員 総数を超えることになると認められる場合
- (3) その他市長が認める場合

(認可の決定等の通知)

第7条 市長は、前条に規定する認可の決定等の結果を、認可を決定した場合には、家庭的保育事業等認可通知書(第3号様式)により、不認可を決定した場合には、家庭的保育事業等不認可通知書(第4号様式)によりそれぞれ申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第8条 前条第1項の規定により家庭的保育事業等の認可を受けた者が、認可事項を変更しようとするときは、家庭的保育事業等認可事項変更届(第5号様式) により市長に届け出なければならない。

(事業の休止又は廃止)

- 第9条 第6条の規定により家庭的保育事業等の認可を受けた者が、当該家庭的保育事業等を休止又は廃止しようとするときは、家庭的保育事業等休止・廃止申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する申請に対し、地域の保育の実情を勘案し、承認又は 不承認を決定した場合は、家庭的保育事業等休止・廃止承認(不承認)通知書 (第7号様式)により申請者に通知するものとする。

(立入調査)

- 第10条 市長は、家庭的保育事業等を行う者に対して、法第34条の17第1 項の規定により、立入調査を行うことができる。
- 2 前項の立入調査は、調査の期日その他必要な事項を家庭的保育事業等を行う者にあらかじめ通知し行うものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、家庭的保育事業等の認可に関し必要な

事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

家庭的保育事業等認可申請書

								年	月	日
	匝瑳市長	宛て								
				申請者	•		地 称:名			
3	児童福祉法第 要綱第4条の 、家庭的保育	規定により	、下記の。	とおり家具	庭的倪	录育事	業等の	認可を	受けた	
1	事業区分			記						
	□家庭的保育	下事業	□小規模値	呆育事業	(Α型		B型	□ C 2	型)
	□居宅訪問型	以保育事業	□事業所₽	内保育事	業(□保	:育所型	<u>i</u> □1	、規模型	त्रं)
2	事業所名									
3	事業所所在	E地								
4	認可定員		人							
5	事業開始予	定日	年	月	日					

家庭的保育事業等実施計画書

事	業	所	名											
事	業	者	名											
事	業所原	斤在均		住所 電話				FΑ	X					
管	理	者	名											
開 (所 F 年	3 数 間	等)	日	土曜	目の開	昇所			口有	î []無		
開	所明	上 間	等	開所時間		時	分	~	Ç	時	分	(時間)	
(]	1 日 当	角たり))	保育時間		時	分	^	C	時	分	(時間)	
				実施事業			区	分	>		添	付する	付表	
					家庭	的保育	事業							
実力	をする	る家庭	主的		小規	模保育	事業	()	4型)		DILVE 4			
保	育事	事 業			小規	模保育	事業	[]	B型)			別紙	1	
の (該	☑ 当する		分 に		小規	模保育	事業	((□型)					
○を	つける	らこと。	,)		居宅	訪問型	保育	事	業			別紙	2	
					事業	所内保	育事	業	(保育	所型)		미니소대	List o	
					事業	所内保	育事	業	(小規	[模型]		別紙	J	
事	業 開 対	台予定	官日		•	年		月		日				

家庭的保育事業・小規模保育事業の認可に係る記載事項

1 定員、施設の概要等

∌प्र	, et	⇔	П	0歳児		1歳児		2歳	児	1		
認	、可	定	貝		人		人		人		人	
利	用	定	訓	0 7	歳児	1	歳児	2歳	児	計		
(見 ù	込み	.)		人		人		人		人	
職	į		数	人 (うち管理者 人、保育士等 人、嘱託医 人、調理員 人、その他						人)		
					構造	芷	造 階の	階部分(地	也上 阝	皆、地下	階)	
建	物 外 遊	7 及	び 場	建物	面積	敷地面 事業所	積 の専有延り		末面積 m²	m²		
屋		室 戱			武士	敷地	敷地 □自己所有 □賃貸					
					所有	建物 □自己所有 □賃貸						
				屋外边	遊戲場	面積	m^2 (うち自己所	有地	m²)		
		隽 施	設:	施詞	2名							
\ ₊	- 1/4-			設置者名 施設類型								
連 	携					□保育	育所	□幼稚園		認定こども[慰	
				所在	主 地							
		-るも(の機会の設定、保		是供に必要な家庭的	内保育事	
(青	: 携 P 亥当する をつける		のに		必要に応じて代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供する できない場合に当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供するこ							
					際して、当該		係る保護者の			、当該保育の提供の		

2 運営の概要

	□有□□	無					
延長保育の実施	(有の場合)	時	分~	時	分	(時間)
	□有□:	無					
休日保育の実施	(有の場 合)	時	分~	時	分	(時間)
	提供方法	□自園調理 □外部委託		を設から(也(の搬え	人)
食事の提供	(保健衛生・	栄養面への対応)※搬入施	設からの	搬入の)場合	かみ
	搬入施設名:						
	搬入施設所在	地:					
衛生・健康管理	(事業所の衛	生管理及び利用	乳幼児等の	健康管理))		
保護者への支援等	(保護者に対	する子育て支援	及び保護者	との連携))		
秘密保持等	(利用乳幼児	、保護者及び職	員の個人情	報の取扱	(v)		
苦情への対応	(苦情を解決	するための措置)				
運営状況等の評価及び公表	(運営状況等	の評価方法及び	その公表方	;法)			

第5号様式(第8条関係)

家庭的保育事業等認可事項変更届

年 月 日

匝瑳市長 あて

所在地届出者名称代表者氏名

年 月 日付けで認可を受けた下記の事業について、認可事項の変更をしたいため、匝瑳市家庭的保育事業等の認可等に関する要綱第8条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 事業所名
- 2 事業所所在地
- 3 変更事項

変更をしようとする事項

(変更予定日 年 月 日)

(児童福祉法施行規則第36条の36第1項に規定される事項を記載)

家庭的保育事業等休止·廃止申請書

匝瑳市長 あて

所在地申請者名称代表者氏名

下記の事業について、休止・廃止をしたいため、匝瑳市家庭的保育事業等の認可等に関する要綱第9条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 事業区分

□家庭的保育事業	□小規模保育事業(A型	□В	型	□C型)
□居宅訪問型保育事業	□事業所内保育事業	É (□保育	所型	□小∮	規模型)
2 事業所名							
3 休止予定期間又は廃	止予定日	年	月	日			

4 休止又は廃止する理由